地方創生に係る制度設計について

今般、平成 26 年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」4,200 億円を設けていただいたことに、改めて感謝申し上げます。

本交付金の制度設計に当たっては、国におかれても、補正予算の早期執行等、困難な条件の中で、様々に苦労されていることは理解しております。 しかしながら、実施計画の協議段階で、事後的に数次にわたって国のご指摘を受けることとなり、事業内容の変更を余儀なくされるなど、対応に苦慮した自治体も生じております。

国におかれては、今後、いわゆる「上乗せ交付」の配分や、平成28年 度以降における新たな交付金の制度設計を進めていかれると承知してお りますが、次の点を十分に踏まえ、実効性ある地方創生の実現に取り組ん でいただくよう要望します。

- 1. 地方創生に係る制度の要件、交付金の配分などを決定するに当たっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くとともに、その内容を明確かつ速やかにお示しいただきたい。
- 2. 地方の創意工夫を最大限尊重いただくよう、柔軟な制度運用を認めていただきたい。(今回の交付金のケースでいえば、例えば、「ハード」の範囲の柔軟性、導入当初に必要な機器・備品の事業全体の中での取扱いなど)

平成27年3月16日

全国知事会地方創生対策本部 本部長 岐阜県知事 古田 肇